

申請日：　　 年　　月　　日

 **申請書（1)**

JISマーク認証の申請にあたり、次の事項について同意及び表明いたします。

1. 初回審査において「JISマーク認証申請の了承事項」を了承します。
2. 認証契約書の締結後は契約事項を履行します。
3. 認証に関する要求事項を遵守し、認証される製品の評価に必要なすべての情報及び便宜を提供します。
4. 申請時点で生産活動や品質管理活動に支障となる恐れがある法令違反（都市計画法、建築基準法、河川法等）の事実はありません。
5. 法令違反が判明した場合は、一般財団法人日本車両検査協会の指示に従い是正いたします。
6. 本申請の6ヶ月前までに、他のJIS登録認証機関で「認証の取消し」又は「不認証」となった事実はありません。

以　上

申請者の所属・役職　　　　　　：

申請者名　　　　　　　　　　　　　： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名:

(申請内容の責任を有する方又は代表)



申請日：　　 年　　月　　日

**申請書（2）**

一般財団法人　日本車両検査協会　御中

|  |
| --- |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ） 　　　　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　社 　名（和文）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（英文・中文）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人番号　　　 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名（和文）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（英文・中文）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　 所（和文）：〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（英文・中文）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　TEL※　　：　　 　E-mail：　 　 　 　　※JIS認証に関して一般ユーザー等からの問い合わせ連絡先（JISCより公表されます）従業員数（全社）：　　 　　　　／　資本金　：　　 　　 　　　(ﾌﾘｶﾞﾅ)　 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名　　　　：　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 　　署名:　　　　所属・役職　　　：　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 TEL　　　　：　　 　　　　　　　　E-mail：　 　 　 　　  |
| 鉱工業品の名称 　 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　日本産業規格の番号及び名称並びに種類又は等級 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 認証の区分　　 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 認証の範囲　　 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

お申込みいただいたお客様の個人情報は、試験・審査・認証等の業務に係る連絡、調整並びに(一財)日本車両検査協会が実施しています他の業務のご案内や各種情報の提供に限り使用させていただきます。

お願い： 従業員数（全社）、資本金の調査にご協力ください。有効数字２桁でお願いします。

備　考：①申込書提出後、(一財)日本車両検査協会で内容を確認し、納期、金額等についてお見積致します。

　　　　 ②お申込の内容を確認の後、お引き受けできない場合もあります。



申請日：　　 年　　月　　日

**申請書（3）**

申請該当内容の□にチェックを入れて、当該様式に必要事項ご記入下さい。

1. 審査の方法

□初回審査

□臨時審査

□認証の範囲の□製造工場□事業所の（□追加□変更）

□認証の範囲の□種類□等級の（□追加□変更）

□認証の範囲の□鉱工業品の仕様□品質管理体制の（□追加□変更）

□認証の範囲のその他の（□追加□変更）（　　 　　　　　）

□定期審査

□認証契約の終了（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ロット認証の審査（ロット数量：　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

2. 品質管理体制

□品質管理体制の基準（Ａ）

□品質管理体制の基準（Ｂ）

□ISO9001登録の活用（審査登録機関名：　　 　　　　　□写しの提出 ）

□他のJISの登録（認証番号：　　　　　 　　　　 　　　　　　　　　　）

3. 試験方法

□試験データ活用希望

試験機関名・住所：

ISO/IEC17025対応状況：

□立会試験希望

工場（試験所）名・住所：

ISO/IEC17025対応状況：

□VIAの検査所又はVIAが指定する外部試験所希望

(試験品は原則として廃棄させていただきます。)

4. 追加の証明書等の発行(希望された場合、有料となります。)

□認証書(コピー) （　　　　通）

□認証書(英文) 　 （　　　　通）

5. 請求書宛先及び送付先

6. 添付資料

□品質管理実施状況説明書　□外観図　□組立構造図・詳細図　□部品リスト　□仕様書

□取扱説明書　□写真・カタログ　□変更内容比較表　□記録類( )

□その他（　　 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 ）

7. 備考

　 　（申請する海外の工場において日本人の代理人等が通訳兼技術的オブザーバーとして参加する意思等）



申請日：　　 年　　月　　日

**申請書（4）**

製造業者等リスト

製造工場

（ﾌﾘｶﾞﾅ） ：

工場名（和文） ：

（英文） ：

法人番号　　　 ：

　住　所（和文） ：〒

　　　　（英文） ：

品質管理責任者 ：　　　　　　　　　　　　　　 所属・役職 ：

　　 TEL ：　　　　　　　 　 　 E-mail：

輸入業者

（ﾌﾘｶﾞﾅ） ：

事業所名（和文） ：

（英文） ：

法人番号　　　 ：

　住　所（和文） ：〒

　　　　（英文） ：

品質管理責任者 ：　　　　　　　　　　　　　　 所属・役職 ：

　　 TEL ：　　　　　　　 　 　 E-mail：

販売業者

（ﾌﾘｶﾞﾅ） ：

事業所名（和文） ：

（英文） ：

法人番号　　　 ：

　住　所（和文） ：〒

　　　　（英文） ：

品質管理責任者 ：　　　　　　　　　　　　　　 所属・役職 ：

　　 TEL ：　　　　　　　 　 　 E-mail：

JISマーク認証申請の了承事項

1. 申請をお受けできる鉱工業品は、当協会が産業標準化法に基づく認証機関として登録を受けた日本産業規格の範囲です。ただし、鉱工業品の仕様や設備の性能等により、製品試験が実施できない時にはお受けできない場合がございます。

2. 認証の区分及び認証の範囲については、認証に係る鉱工業品の内容によりお客様と協議の上、決定させていただきます。

3. 認証取得希望日をご指定された場合、当協会の繁忙状況等により変更をお願いする場合がございます。

4. 現地調査にてオブザーバーの参加を希望する場合は、申請書(2)7. 備考に氏名・役職・参加理由を記載してください。

5. 申請書提出後､その内容を変更しようとする場合は､その旨を記載した申請書を提出して下さい。この場合、認証に係る費用や認証書発行予定日等が変更となる場合があります。

6. 申請を取下げる場合は､その旨を記載した申請書を提出して下さい。なお、当該取下げまでに掛かりました認証業務に係る手数料につきましては、それまでの実費を精算の上、請求させていただきます。

7. 申請の内容確認後に概算見積書を作成し、受理の通知書とともに送付致します。また、申請書類検討の上、製品試験、現地調査等の実施方法・スケジュール等を調整の上、審査スケジュール表を送付致します。

8. 現地調査や立会試験等が要求される場合、当協会の職員が製造工場に立ち入って必要な審査等を実施いたします。要員の氏名は審査スケジュール表でお知らせいたします。

9. 製造工程の一部を外注している場合には、その外注先の管理の状況により当該工場に審査のために立ち入ることがあります。

10. 提出いただいた資料は原則として返却いたしません。お申込みによって知り得た情報は他に漏らさないことを約束いたします。

11. 申請後、JIS規格等の要求事項への適合性評価のために、追加の資料や試験品等のご提出をお願いする場合があります。その場合、当協会が妥当と判断した一定の期間を経ても、当該資料や試験品等をご提出いただけない場合は、申請をキャンセルさせていただくことがあります。なお、当該キャンセルまでに掛かりました審査手数料等については、それまでの実費を精算の上、請求させていただきます。

12. 製品試験の試験場所については審査スケジュール表でお知らせいたします。なお、当協会の検査所又は当協会が指定する検査所以外の試験場所をご希望された場合は、ISO/IEC17025 への適合性の調査を実施します。調査結果によってはご希望に添えない場合があります。

13. 試験品は、当協会の要員が試験に必要な数量抜き取ります。試験品に損傷等のないよう保管及び保存の取り扱いに充分注意しますが、試験品の保管及び保存について特に条件等がある場合は予めお申し出下さい。なお、製品試験の試験場所までの運搬時の取扱いによる損傷等については、当協会では一切の責任を負いません。

14. 破壊を伴う試験において､試験終了後の試験品（付帯する部品等を含む）の破壊状態についての異議申し立て（試験品の復元費用等の請求）はお受けいたしません。

15. 試験データの活用を希望される場合、当該試験データ等についてはお客様がその適法な使用権を有している旨を当協会に対して保証するものとし、当協会の当該試験データ等の使用に関して生じる一切の紛争について当協会は損害・費用等の責を負うものではありません。

16. 審査手数料は、審査結果の通知書と共に送達する請求書の受領後、その翌月末日までに当協会の指定銀行口座へお支払い下さい。なお、銀行振込による手数料はお客様の負担とさせていただきます。なお、お客様の都合によるキャンセルにつきましては、それまでの実費を精算の上、請求させていただきます。

17. 手数料の見積金額は標準工程に基づく概算です｡認証の目的を達成するために製品試験、現地調査等の内容の変更､追加等を行う必要が生じた場合には見積金額と差異を生じることがあります｡ また、認証契約締結までに JIS 規格の改正が実施された場合には、追加の資料要求や製品試験及び現地調査を実施する場合があります。

18. 書類の提出や試験品の運搬等に係る費用はすべてお客様の負担となります。

19. 認証書発行後、適用規格に関する不適合事項が判明した場合の改修、改善及び修理等の費用はお客様のご負担となります。

20. 当協会に対して認証結果に関する異議を申し立てることができます。

21. 初回審査の場合、認証書発行前に、ＪＩＳマークの使用許諾等に関する当協会の「認証契約書」を締結していただきます。 認証登録を維持いただくために、認証契約書に基づき「認証登録維持料」及び「認証維持審査料」等の費用が発生いたします。

22. 広告及び宣伝活動等において、認証書の範囲を逸脱するような製品認証に関する表明（当協会が認証した 鉱工業品以外の鉱工業品が認証を取得していると誤解を招くような広告・宣伝等）を行うことはできません。このような事実が明らかになった場合には、広告及び宣伝活動等を中止していただきます。同意いただけない場合には、認証の一時停止又は取消し等の処置をとる場合があります。また、当協会の評価を損なうような認証書又は製品認証の使い方をされた場合も同様の処置を致します。

23. 産業標準化法などの関係法令を遵守していただきます。

24. 天災地変､その他不可抗力により、製品試験、現地調査等の履行及び認証書の発行ができなくなった場合､当協会はその責を負うものではありません。

25. 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた場合は、当協会にお申し出下さい。

以　上

**申請書作成の留意事項**

# 全体

・用紙の大きさは、A4とする。

# ・年月日は、西暦とする。

# ・申請書（1)、(2)、(3)、(4)を作成し提出する。

# ・申請書の提出部数は、正本、副本各１部の計２部とする。電子データによる提出の場合は、正本のみとする。

# 2.申請書(2)

・代表者名は代表者から権限を委任されている者は、「代表者の氏名」を「その者の役職名及び氏名」とすることができる。この場合は、委任されていることを証する書面を申請書に添付すること。

・鉱工業品の名称は、JIS に定められている名称を記入すること。

# ・日本産業規格の番号及び名称並びに種類又は等級は、認証を受けようとする製品の JIS 番号及び名称を記入すること。当該 JIS に種類又は等級が規定されている場合は、それを記入すること

# ・認証の区分は認証を受けたい鉱工業品の名称を記入すること。

# ・認証の範囲は認証を受けたい鉱工業品の種類又は等級を記入すること。

# 3.申請書(3)

・申請書の記載事項を訂正する場合は、1.審査の方法「その他」の選択及びその理由を記入し訂正した申請書と共に再申請すること。

・申請する製造業者等が、ISO認定機関の認定を受けたISO認証機関からISO9001の認証を取得している場合でこれを活用しようとするときは、2.品質管理体制「ISO9001登録の活用」を選択して、文書化した情報の写し、審査登録証の写し及び審査登録報告書の写しを提出すること。

・オブザーバーの参加を希望する場合は、7.備考に記入すること。

# 4.申請書(4)

# ・製造業者等リストは、登記上の名称、法人番号及び所在地を記入すること。

# ・製品が同一であれば、2 以上の製造工場について一括して申請することができる。